

第56回穴粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年12月18日（水曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 12月18日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- 日程第 1 第 123号議案 穴粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 2 第 124号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
日程第 3 請願第 3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
日程第 4 所管事務等調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 123号議案 穴粟市組織条例の一部を改正する条例について
日程第 2 第 124号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
日程第 3 請願第 3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
追加日程第1 発議第 9号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書について
日程第 5 所管事務等調査について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1番 鈴木 浩之 議員	2番 稲田 常実 議員
3番 飯田 吉則 議員	4番 大畑 利明 議員
5番 小林 健志 議員	6番 伊藤 一郎 議員
7番 榎橋 美恵子 議員	8番 西本 諭 議員
9番 秋田 裕三 議員	10番 藤原 正憲 議員
11番 東 豊俊 議員	12番 福島 斉 議員
13番 岡前 治生 議員	14番 山下 由美 議員

15番 林 克 治 議員

16番 実 友 勉 議員

17番 高 山 政 信 議員

18番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	中 村 司 君	書 記	宮 崎 一 也 君
書 記	清 水 圭 子 君	書 記	原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	清 水 弘 和 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋 幹 雄 君
参事兼土木部長	平 野 安 雄 君	会 計 管 理 者	杉 尾 克 君
一宮市民局長	秋 武 賢 是 君	波賀市民局長	西 川 龍 君
千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	まちづくり推進部長	西 山 大 作 君
市民生活部長	岸 本 年 生 君	健康福祉部長	浅 田 雅 昭 君
産 業 部 長	前 川 計 雄 君	農業委員会事務局長	前 田 正 明 君
水 道 部 長	船 引 英 示 君	教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君		

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第123号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第123号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月16日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 12月16日に審査付託のありました第123号議案、宍粟市組織条例の一部を改正する条例について、12月16日に第13回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の条例改正は、合併10年を迎える平成26年度に向けて、市が抱える喫緊の課題である少子化、高齢化、過疎化の解決に限られた人材と財源の中で、市民ニーズに柔軟な対応ができ、簡素で効率的な行政運営を目指した組織機構の見直しであります。

改正の主な内容は、1点目は、各部の事務事業に市民局管内の業務を追加するので、本庁と市民局間の事務の流れの統一性を図り、事務処理の迅速化と責任所在の明確化を図ろうとするものであります。

2点目は、事業の効率的な執行と技術職員の弾力的な配置を可能にするために、土木と水道部を統合し、建設部を設置するものであります。

3点目は、循環型社会の構築を目指した環境行政の一元的な推進のため、環境部門を市民生活部に移し、生活衛生部門との統合を図るものであります。

4点目は、農林商工業との連携による観光産業の育成を図るために、観光部門を産業部に移管し、商工部門との統合を図るものであります。

審査の経過につきましては、合併10年目を迎えるに当たり、現地解決型市民局についての検証を行う中で、今後の市民局のあり方を明確にすべきものであること、

今回の改正で本庁と市民局間の指揮命令を明確にするべく本庁直轄の職員を市民局に配置、または市民局のまちづくり推進課を本庁のまちづくり推進部の所管として併任することについて、市民局長と部長の権限と責任所在の面で危惧するとの意見が出されました。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出されておられませんので、これで討論を終わりたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第123号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第123号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第124号議案

議長（岸本義明君） 日程第2、第124号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る12月16日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 去る平成25年12月16日に審査付託のありました第124号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止については、12月16日に第11回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第124号議案は、旧来の慣行により自治会が使用権を有していた公有財産について、砂防工事に伴い県に売却するものと、既設の高圧送電線鉄塔の敷地が山林地籍調査により面積確定したことにより関西電力に売却するもので、使用権を廃止するものでございます。

審査の結果、第124号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第124号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第124号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 請願第3号

議長（岸本義明君） 日程第3、請願第3号、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本請願は、去る12月16日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 12月16日に審査付託のありました請願第3号、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、12月16日に第13回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

紹介議員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の請願は、平成26年4月以降予定されている消費税率の引き上げに際しまして、新聞への軽減税率の適用を求めるための意見書の提出を求めるための請願であります。

新聞は、国民の知る権利と議会制民主主義を足元から支え、あわせて文字文化興隆の中軸の役割を果たし続けており、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を大きく果たしてきているところは広く認められているところであります。欧米においても大半の先進国が新聞への軽減税率措置を導入しているところでもあります。

審査の結果、全会一致で本請願を採択すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りします。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

請願第3号は、委員長報告のとおり採択となりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時42分休憩

午前 9時43分再開

議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま総務文教常任委員長から発議第9号、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

発議第9号を、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第9号

議長(岸本義明君) 追加日程第1、発議第9号、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書についてを議題といたします。

この際、総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、提案理由の御説明を申し上げます。

新聞は、国内外の多様な情報を日々全国へ、ほぼ同じ時刻に届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を支え、文字文化の発展に大きく寄与してきたところ

であります。

しかしながら、近年は活字離れが進み、新聞の購買率も低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもが増えるなど、次世代の知的水準に深刻な影響を及ぼすものと憂慮するところであります。

加えて、今回の消費税率の引き上げにより、新聞離れが加速されるおそれを危惧するところであります。

よって、消費税率の引き上げに際し、新聞への軽減税率の適用の実現に向けた意見書の提出を提案するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第9号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第9号は、委員会の付託を省略することに決しました。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、発議第9号について採決いたします。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第9号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第5 所管事務等調査

議長(岸本義明君) 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第56回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたって、御苦労さまでございました。

第56回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会には、住民票の写し等の本人通知制度に関する条例、スポーツ施設条例及び学校施設等の使用に関する条例改正等の条例案件のほか、債権の放棄、補正予算など、重要な案件が提案され、慎重な審議の結果、全て可決されました。

また、日本酒発祥の地「宍粟市」の歴史と伝統・文化を全国に発信するとともに、地域の振興、発展に寄与することを目的として、「日本酒発祥の地宍粟市日本酒文

化の普及の促進に関する条例」が議員発議により提案され、可決されました。

開会の挨拶でも申し上げましたとおり、混迷する社会情勢の中、二元代表制のもと、執行機関である市長と議決機関である議会には、市の将来のために10年、20年後を見据えた的確な判断、決断、そして迅速な対応が求められております。

また、地域を活性化するためには、地域社会を構成する一人一人が地域をよくしたいという思いを持った取り組みが必要となります。

平成25年も残すところあとわずかとなりました。心は、はや新しい年に向かっております。

国と同様、宍粟市もさまざまな行政課題を抱えておりますが、新しい年には、議会として前向きで建設的、夢のある提言をすることにより、宍粟市の将来像であります「人と自然が輝くみんなで創る夢のまち」の実現に向けた真剣な取り組みを展開したいものだと考えております。

この定例会に寄せられました議員の熱意と、市当局の真摯な姿勢に感謝を申し上げ、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第56回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日ごとに寒さも増し、北部では雪の便りが聞かれるころとなってまいりました。予報によりますと、今年の冬は寒気が厳しくなるとのことで、北部の雪対策が懸念される反面、スキー場が多く観光客で賑わうことを祈るところであります。

12月3日に開会をさせていただきました第56回宍粟市議会定例会は、岸本議長、高山副議長をはじめ議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会では、平成25年度補正予算をはじめ全18議案の審議をいただくとともに、議員提案によります「日本酒発祥の地宍粟市日本酒文化の普及の促進に関する条例」の議決をいただきました。この条例制定を機に、日本酒をキーワードとした宍粟市の歴史と文化、伝統を発信しながら、地域の振興と発展を図ってまいりたいとこのように考えております。

また、組織条例の改正につきましては、市民ニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な行政運営を目指し、合併10年を迎える平成26年度を「躍動する宍粟市」に向けた、新たな出発点と位置づけをしたところであります。

去る10月8日から開催をしましてまいりました行政懇談会は、昨日の城下小学校区を

もって終了をいたしました。今回は、小学校区を基本とする15会場で開催をさせていただきまして、約1,000人余りの市民の参加をいただき、多くの提言や市政に対する御意見を伺うことができました。今後、いただいた内容を検討しながら、できるものから平成26年度の予算に反映し、生き生きとした地域の創造を目指してまいりたいと、このように考えておるところであります。

本年5月の市長選挙により、市民の皆様のご負託を受けて7カ月が過ぎたところですが、多くの課題を抱えつつも、議員各位、市民の皆様とともに着実に前進していることを実感をしておるところであります。

いよいよ年明けの1月5日からNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」が放送開始となります。宍粟市では、官兵衛の最初の知行地であったことから「官兵衛飛躍の地」として、情報発信に取り組んでまいりました。ドラマの筋書きはまだ明らかではありませんが、ドラマ冒頭のオープニングのタイトルバックの一部に、波賀町の赤西溪谷の風景が使われると聞いております。皆様にも是非御覧をいただきたいとこのように思うところあります。

これからますます寒さが厳しくなっております。議員各位におかれましては、なお一層健康に留意をされ、御活躍をいただきますとともに、御家族おそろいで、すばらしい新年をお迎えになりますよう、あわせて市民の皆様にとりまして、新年が平穏で希望ある年となりますよう、心から御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午前 9時56分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 榎 橋 美 恵 子

宍粟市議会議員 西 本 諭